

(経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定)

署 名 二〇〇四年九月一七日(メキシコ市)

効力発生 二〇〇五年四月一日(日本国) 〇四年二月一日

日国会承認 〇五年三月二日公文交換 三月四

日公布・条約八号)

前文

日本国及びメキシコ合衆国は、

貿易及び投資の増大並びに両締約国間の互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

国際化及び世界経済の一層緊密な統合によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上の課題及び機会を両締約国に提示していることを理解し、

両締約国の経済が互いを補充する条件に恵まれていること並びにこの補充性が、両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により、両締約国における経済的發展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することは、両



締約国の経済の競争力を強化し、市場をより効率化かつ活性化し、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを認識し、このような枠組みが両締約国間の経済関係を促進するであろうことに留意し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び同附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、両締約国間の経済的きずなを強化することが太平洋を越える貿易及び投資の流れの増大に寄与するであろうことを理解し、この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、両締約国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、次のとおり協定した。

第一章 目的

第一条(目的) この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 両締約国における投資の機会を増大し、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。
- (c) 両締約国における政府調達に供給者が参加する機会を増大すること。
- (d) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。
- (e) この協定の実施及び運用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。
- (f) 両締約国間の更なる協力及びビジネス環境の更なる整備のための枠組みを設定すること。

第二章 一般的定義(第二条(略))

第三章 物品の貿易(抄)

第一節 一般規則(抄)

第三条 および第四条 (略)

第五条(各締約国の撤廃) 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、附属書の1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した原産品において、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの締約国も、原産品については、附属書の1の自国の表に定める水準よりも関税を引き上げなければならない。(注釈略)

3(a) 両締約国は、

- (i) いずれかの締約国の要請に基づき、附属書の表において協議の対象として指定した原産品に関し、市場アクセスの条件の改善その他の事項を検討するため、当該表に定める条件に従って協議する。
- (ii) この協定の効力発生の日から四年を経過した後に、いずれかの締約国の要請に基づき、特定の産品に関し、両締約国間の貿易の自由化の過程においてとられる追加的な手段について検討するため、協議する。

4.5 (略)

第六条から第一条まで (略)

第二節 衛生植物検疫措置 および 第三節 強制規格 任意規格及び適合性評価手続(第二条から第二条まで)(略)

第四章 原産地規則 および 第五章 原産地証明書及び税関手続(第三条から第五〇条まで)(略)

第六章 二国間セーフガード措置(抄)

第五十一条(一般規定) 1 この章の規定は、原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置(以下「二

国間セーフガード措置」という。)の適用のための規則を定める。(略)

第五十二条(實性)(略)

第五十三条(条件) 1 一方の締約国は、第五条の規定により関税の特恵待遇を与える他方の締約国から輸入された原産品に関し、同条の規定に従って当該原産品の関税を撤廃し又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量が自国の国内産品に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となるときは、この章の規定に従うことを条件として、当該損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要最小限の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 二国間セーフガード措置をとるときとする締約国は、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) 第五条の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる1に規定する原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうち、いずれか低い方を超えない水準まで1に規定する原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる時点における実行最惠国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最惠国税率

二国間セーフガード措置は、関税上の措置(関税割当ての実施を含む。)でなければならない。

4-10 (略)

11 一方の締約国が二国間セーフガード措置の適用を開始した日の後六十日以内に両締約国が補償について合意することができないときは、他方の締約国は、当該二国間セーフガード措置とされている締約国の貿易について、第五条の規定に基づき、関税に関する譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価のもの適用を停止することができる。この場合において、譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、必要最小限の期間に限り、これを行使することができる。

12-13 (略)

第五十四条(暫定的な二国間セーフガード措置) 1 遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、



締約国は、輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、暫定的な「国間セーフガード」措置をとることができる。

第五五条および第五六条 (略)

第七章 投資抄

第一節 投資抄

第五七条 (適用範囲) 1 この章の規定は、次のものに関する措置であつて、一方の締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家
当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

(c) 第六十五条及び第七十四条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であつて当該一方の締約国の区域内にあるもの

2 締約国は、附属書八に記載する経済活動を排他的に行う権利及び当該活動における投資財産の設立を許可することを拒否する権利を有する。

3・4 (略)

第五八条 (内国民待遇) 1 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却の他処分以下この章において「投資活動」という。に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 日本国については地方府、また、メキシコについては州に關し、1の規定に従つて締約国が与える待遇は、当該締約国に屬する地方府又は州が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第五九条 (最惠国待遇) 各締約国は、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない

待遇を与える。(注釈略)

第六〇条 (一般待遇) 各締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに資金保護及び保障を含む)を与える。(注釈略)

第六一条 (取用及び補償) 1 いずれの締約国も、(a)公共のためであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法的手続及び前条の規定に従つて行われるものであり、かつ、(d)2から5までの規定による補償の支払を伴うものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接又は取用若しくは国有化同等の措置を通じて間接に、取用又は国有化(以下「取用」といふ)を実施してはならない。

2 補償は、取用の直前における投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならず、公正な市場価格には、取用に係る行為がそれ以前に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。公正な市場価格を決定するための評価基準には、有体財産についての申告された課税価格を含めることができ、当該補償は、遅滞なく支払われなければならない。かつ、完全に換価することのできるものでなければならない。

3・4 (略)

5 支払に当たり、補償は、第六二条に定める通りに従い自由に移転することのできるものでなければならない。

第六二条 (争乱からの保護) (略)

第六三条 (資金の移転) 1 各締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に關するすべての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。(後略)

2・3 (略)

第六四条 (経営幹部及び取締役会) 1 いずれの締約国も、一方の締約国の投資家の投資財産である他方の締約国の企業に対し、特定の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができ、

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家である当該一方の締約国の企業に対し、当該企業の取締役又はそれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有する者であること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができ、ただし、その要求が、投資家の自己投資財産を支配する能力を實質的に妨げる場合は、この限りでない。

第六五条 (特定措置の履行要求) 1 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理又は運営に關し、次のことを要求することができ、また、これらのことを約束することを強制することができ、

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを購入すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に關連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 技術、製造工程その他の財産の価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること(司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、競争法の違反に係る救済措置としてそのような要求を行ひ、若しくはそのような約束を強制する場合又は締約国が知的財産及び知的財産権の保護に関する多数間協定に反しな、懸念を行動する場合を除く。(後略))

(g) 当該投資財産が、その生産する物品又は提供するサービスに關し、特定地域又は世界市場に対する唯一の供給者となること。

2 いずれの締約国も、自国の区域内にある締約国又は第三国の投資家の投資財産に關し、利益の付与又はその継続の条件として、次のいずれかの要求に従つてことを求めることができ、

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に關連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。



(d) 当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービス
の自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価
値と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより
制限すること。

3 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内にある締約国
又は第三国の投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその繼
続的条件として、次のいずれかの要求に従うことを求めること
を妨げるものとして解してはならない。

(a) 自国の区域内において生産拠点を設けること。
(b) 自国の区域内においてサービスを提供すること。
(c) 自国の区域内において労働者を訓練し、又は雇用手
自国の区域内において特定の施設を建設し、又は拡張する
こと。
(d) 自国の区域内において研究及び開発を行うこと。

4・5 (略)
第六六条(留保及び例外) 1 第五十八條、第五十九條、第六十
四條及び前條の規定は、次のものについては、適用しない。
(a) 締約国の連邦政府又は中央政府により維持されるこれらの
規定に適合しない現行の措置であつて、附属書又は附属書
八の表に記載されるもの
(b) (略)
(c) (略)
(d) (略)
(e) (略)

第六七條から第七〇條まで (略)
第七一條(投資支援) 1 投資支援機関は、いずれの締約国の投
資家に対して、他方の締約国の区域内における事業又は活動
に関連する投資支援を行うことができる。一方の締約国が区域
内にある他方の締約国の投資家及びその投資財産は、投資支援
機関との間で、投資支援に関する契約を締結することができる。
投資支援機関は、この協定において投資を行うことが認められ
ている事業又は活動についてのみ投資支援を行う。

2 1-4 (略)
第七二條(一時的なセーフガード措置) 1 いずれの締約国も、
次のいずれかの場合においては、第五十八條の規定に基づく義
務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第六十三條の
規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持するこ
とができる。

(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場
合又はそのような困難が生ずる急迫したおそれのある場合
(b) 通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらした又はもたら
すおそれのある状況にある場合
2・3 (略)
第七三條および第七四條 (略)

第七五條(略)
第七六條(投資家が行う請求) 1 一方の締約国の投資家は、
自国のために、他方の締約国が前節の規定に基づく義務に
違反したと、かつ、その違反を理由とする又はその違反か
ら生ずる損失又は損害を当該投資家が被つたことについての
請求をする。この節の規定による仲裁に付託することができる。
(b) 当該投資家が直接又は間接に所有し又は支配する法人であ
る他方の締約国の企業のために、他方の締約国が前節の規定
に基づく違反に違反したと、かつ、その違反を理由とする
又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたこ
とについての請求をする。この節の規定による仲裁に付託するこ
とができる。

2 投資財産は、この節の規定に基づく請求を行うことができな
い。
第七七條から第七九條まで (略)
第八〇條(仲裁への同意) 1 各締約国は、この節に定める手続
に従つて行われる仲裁に請求を付託することに同意する。
2 (略)

第八一條から第九〇條まで (略)
第九一條(暫定的な保全措置) 裁判所は、紛争の一方の当事者の
権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的
な保全措置を紛争の一方の当事者が所持し又は支配する証拠を保
全するための命令を含む。)を命ずることができる。裁判所は、
差押えを命じ、又は第七十六條1に規定する違反を構成すると
される措置の差止めを命ずることはできない。
第九二條(最終的な裁定) 1 裁判所は、紛争の当事者である締

約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)
のいずれか又はこれらの組合せについてののみ裁定を下すことが
できる。
(a) 損害賠償金及び適当な利子
(b) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争の当事者であ
る締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支
払うことができることを定めるものとする。
裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用される仲裁規則
に従つて裁定を下すことができる。

2 裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を締約国に命ずること
はできない。
第九三條(裁定が最終的なものであること及び裁定の執行)
1 前條の規定による裁定は、最終的なものであり、かつ、特定
の事件に関して紛争の当事者を拘束する。
2・3 (略)
第九四條および九五條 (略)

第九六條(略)
第九七條(適用範囲) 1 この章の規定は、一方の締約国が採用
し又は維持する措置であつて、他方の締約国のサービス提供者
による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについ
て適用する。(後略)
2 (略)

第九八條(内国民待遇) 1 各締約国は、他方の締約国のサービ
ス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサー
ビス及びサービス提供者と与える待遇よりも不利でない待遇を
与える。(注釈略)
2 (略)
第九九條(最恵国待遇) 各締約国は、他方の締約国のサービス及
びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービ
ス及びサービス提供者と与える待遇よりも不利でない待遇を
与える。
注釈 各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に

第九〇條(略)
第九一條(暫定的な保全措置) 裁判所は、紛争の一方の当事者の
権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的
な保全措置を紛争の一方の当事者が所持し又は支配する証拠を保
全するための命令を含む。)を命ずることができる。裁判所は、
差押えを命じ、又は第七十六條1に規定する違反を構成すると
される措置の差止めを命ずることはできない。
第九二條(最終的な裁定) 1 裁判所は、紛争の当事者である締

約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)
のいずれか又はこれらの組合せについてののみ裁定を下すことが
できる。
(a) 損害賠償金及び適当な利子
(b) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争の当事者であ
る締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支
払うことができることを定めるものとする。
裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用される仲裁規則
に従つて裁定を下すことができる。

2 裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を締約国に命ずること
はできない。
第九三條(裁定が最終的なものであること及び裁定の執行)
1 前條の規定による裁定は、最終的なものであり、かつ、特定
の事件に関して紛争の当事者を拘束する。
2・3 (略)
第九四條および九五條 (略)



対し、第九十八条及び第九十九条に定める待遇のうちいずれか一層有利な待遇を与える。

第二〇〇条 現地における根拠 (略)

第一〇一条 留保 1 前三条の規定は、次のものについては適用しない。

(a) 締約国の連邦政府又は中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書六の表に記載されるもの

(b) (d) (略)

第二〇二条から第二〇六条まで (略)

第九章 金融サービス (第二〇七条から第二二一条まで) (略)

第十章 商用目的での国民の入国及び一時的な滞在 (抄)

第二三条および第二四条 (略)

第二五条 (入国及び一時的な滞在の許可) 1 各締約国は、この章の規定(附属書十に定める各区分における条件を含む)に従い、他方の締約国の国民に対し入国及び一時的な滞在を許可する。

第二六条および第二七条 (略)

第二八条 (紛争解決) 1 第一百五十二条の規定にかかわらず、いずれの締約国も、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否については、他方の締約国に対し協議を要請することができない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の類型があること。

(b) 該当する国民が当該事案に関し行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2 (略)

第十一章 政府調達 (抄)

第二一九条 適用範囲 (略)

第二〇〇条 (内国民待遇) 1 各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し、並びに他方の締約国の供給者であつて当該他方の締約国の物品及びサービスを供給するものに対し、即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第二〇二条から第二〇四条まで (略)

第二〇五条 (苦情申立ての手続) 1 各締約国は、政府調達におけるこの章の規定に対する違反に関する供給者の苦情については、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう供給者に奨励する。このような場合には、調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払ふ。

第二二六条から第二三〇条まで (略)

第十二章 競争 から 第十四章 二国間協力 まで (第一三二条から第一四九条まで) (略)

第十五章 紛争解決 (抄)

第二五〇条および第二五一条 (略)

第二五二条 (協議) 1 各締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

第二五三条 (仲裁裁判所の設置)

1 前条の規定に基づいて協議を要請した締約国で申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(a) 協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

ただし、申立てを受ける当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠つた結果又は当該義務に反する措置をとつた結果、申立てを行つた締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に申立て与えられた利益が無効にされ、又は侵害されてはと認めることを条件とする。

2 (略)

3 仲裁裁判所は、三人の仲裁人により構成する。

4 10 (略)

第五四四条 (仲裁裁判所の裁定) 1-17 (略)

8 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第五五条 (仲裁裁判手続の終了) (略)

第五六条 (裁定の実施) 1 申立てを受けた締約国は、第五十四条の規定による仲裁裁判所の裁定を速やかに実施しなければならぬ。

2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定の実施に要する期間を申立てを行つた締約国に通報する。当該申立てを行つた締約国は、通報された期間を受け入れることができないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3 申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができない場合には、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該期間の満了日に入立を行つた締約国と協議を開始する。当該期間の満了日の後二十日以内に満足すべき代償について合意されなかつた場合には、当該申立てを行つた締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4 申立てを行つた締約国は、申立てを受けた締約国が裁定を実施するためにとつた措置が2の規定により決定された期間内に当該裁定に適合しなかつたと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5 申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に

2 (略)



裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託されたと仲裁裁判所により確認された場合には、申立を行った締約国は、そのような確認が行われた日の後二十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

第六一七条から第六一九条まで (略)

第十六章 協定の実施及び運用(抄)

第六一〇条(透明性) 1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定に当該締約国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

二・三 (略)

- (a) この協定の対象となる事項に影響を与える一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、その必要性及び潜在的な影響についての説明を付し、当該規制を事前に公表すること。
- (b) 公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制の設定の前にこれらの意見を考慮すること。

第六一二条(行政上の措置に関連する手続) 1 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し又は影響を及ぼす措置をとる場合には、自国の法令に従つて、次のことを行う。

- (a) 当該締約国の法令に基づき完全に承認され得る申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。
- (b) 申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を

不当に遅滞することなく提供すること。

2 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し又は影響を及ぼす措置であつて、ある者に対し義務を課し又は権利を制限するものをその適用において、時間にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従つて、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次のものを与える。

- (a) 当該措置の対象となる者たる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会。
- (b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会。

第六四二条(秘密の情報) (略)

第六四五条(合同委員会) 1 両締約国政府の代表者で構成する合同委員会をこの協定により設置する。

- 2 合同委員会は、次のことを任務とする。
- (a) この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に対し適当な勧告を行うこと。
- (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

第六六七条(略)

第六七一条(例外規定)(抄)

第六八条(一般的例外) 1 第三章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第八章及び第十章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この

協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第六九一条(安全保障)(略)

第七〇条(租税) 1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定において、当該租税協定が優先する。注(参照)

- 3 2の規定にかかわらず、
- (a) 第三條の規定は、千九百九十四年のガット第三條の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置に適用する。
- (b) 第六十一條の規定は、租税に係る課税措置に適用する。ただし、当該措置が取用に当たらないことが(b)の規定に従つて決定された場合には、いずれかの投資家も、同条の規定を第七十六條の規定に基づき請求の根拠として援用することができない。

(b) 投資家は、第七十八條の規定による書面による要請を行った時は、当該措置が取用に当たると否かを決定するために両締約国の権限のある当局に事案を送付する。而締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該措置が取用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第七十九條の規定に基づき当該事案を仲裁に付託することができる。

第七一一条(支払及び資金の移転並びに国際収支の擁護のための制限) 1 第三章の規定の適用上、

- (a) この協定のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。
- (b) 第八八條(略)
- (c) 第八章の規定の適用上、

(d) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限(取引のための支払又は資金の移転に対する



ものを含むを課し、又は維持することができる。

(e) (g) (略)

第十八章 最終規定(第一七二条から第一七七条ま

で)(略)

(末文および署名略)

附属書一から附属書一八まで (略)

